

PTA等共済法だより

第47号
2016/12/28発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
(編集：吉谷 正)

■平成28年度第2回PTA等共済法研修会について

新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いたします。本来ならば本たよりは昨年末に発行するところ、諸々の事情があり今となってしまいました。謹んでお詫び申し上げます。

さて、標記研修会については、すでに平成28年12月16日事務連絡にて発出していますが、今回はその内容について少しご紹介したいと思います。(申込締切日は、平成29年1月13日(金)となります。お忘れなく。)

2月9日(木)は自治体向け、2月10日(金)は団体向けとなるのは、2日間連続となるのは、いつもの通りです。双方共通して取扱う内容としては、「共済事業の年度末から年度始めにかかる業務」となっています。団体としては、年度末までに翌年度の共済契約を行ったり、安全普及啓発活動等の届出等があります。また、年度が明けてからの業務報告、理事や監事等の就任退任に関する届出等があり、手続きのポイントを説明します。行政庁側には、事前相談時の留意点、諸届出後の審査のポイント等について説明します。

【自治体向け】
共済団体の財務諸表は、なかなかわかりづらいものです。もともと財務諸表に不慣れであれば当然な訳ですが、公益法人という側面さらには共済事業という側面が、さらに理解を困難なものにしています。具体的な事例に基づき、財務諸表の見方や指導監督のポイントについて説明していきます。その他、全国の共済団体の事業や財務の状況、課題や最新の動向についても説明します。

【団体向け】
認可当初3事業年度が過ぎ、これまでの実績や課題等に基づき事業の見直しを実施している団体が増えています。共済掛金の見直しや補償内容の見直しの他、内部管理の強化や法人運営の適正化に向けた対応もはじまっていることから、各団体から事例発表をしていただく予定です。また、恒例となったグループ討議も予定しています。

《共済事業に携わる事務局の皆さま、新任事務局長、理事や監事の皆さまも是非、この機会に研修に御参加下さい。》

■共済法基礎講座(第9回) **New!** 第9回は、共済掛金と会費についてです。

共済掛金と会費

PTA・青少年教育団体共済法 (平成二十二年六月二日法律第四十二号)

(共済事業の内容)

第五条 共済事業においては、共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため、共済契約は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 共済掛金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。
- 二 三 (省略)
- 2 共済事業においては、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額は、文部科学省令で定める基準を超えてはならない。

PTA・青少年教育団体共済法施行規則
(平成二十二年十二月二十七日文部科学省令第二十四号)

(共済掛金等)

- 第五条 法第五条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める額は、各事業年度につき、一の被共済者当たり二千円とする。
- 2 法第五条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める額は、一の災害につき、一の被共済者当たり三千五百万円とする。
 - 3 法第五条第二項に規定する文部科学省令で定める基準は、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額が六億円であることとする。

共済契約の一方の当事者である共済契約者(PTA等共済の場合は、団体契約の加入者である児童生徒等の被共済者)が、共済契約に基づいて共済団体に支払う金銭が共済掛金です。共済掛金は、純掛金と付加共済掛金から成り、純掛金は、被共済者が病氣やケガをした場合に共済金として支払われる財源であり、付加共済掛金は、共済事業を実施するのに必要な経費を支払うための財源となるものです。

認可前の見舞金給付事業で会費として集められたお金も、そのお金を財源として見舞金の支払いや経費等の支払いが行われていましたが、見舞金給付事業以外の事業の経費分も含まれていたものと思います。認可後の共済事業では、「区分経理」の考え方から、共済事業は「共済掛金」として、共済事業以外は「その他会費」として明確に分け、明示する必要があります。両者を足したものが「会費」です。また、共済掛金の金額も過去の実績に基づいた危険率等を基に算出されているもので、保険法でいうところの「一定の事由の発生の可能性に応じたものとして」算出されたもので、保険法上の保険契約(共済契約)に関するお金であるため、途中解約の場合に未経過分の共済掛金の返還が必要になってきます。(ただし、合理的な理由がある場合を除く。)

なお、施行規則によって、年額は1人あたり2,000円が上限、集める総額も6億円が上限と定められています。

■ **お知らせ** ・今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要です。お早目に御相談下さい。

- ・教育委員会において、立入検査等の事前相談、同行等のサポートが必要な場合もお早目に御相談下さい。
- ・「共済事業の実施に関する調査」を都道府県教育委員会を通じて実施しました。全国のPTAや互助会等の共済や保険事業の状況を把握するための調査になります。御忙しいなか、御理解と御協力ありがとうございました。
- ・認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

〈次号の発行予定：1月31日〉

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団

～松田事務局長に聞きました！



松田事務局長

9か月間、共済事業に携わって、いかがですか。

何とんでも、就任直後に襲った熊本地震への対応が大変でした。12月末までで2,500万円ほどの掛金免除という形でタイムリーな被災者支援ができたことが良かったと思っています。また、本会が子供や保護者のために、また学校を守るためにいかに重要な役割を果たしているか、意義を再確認しながら毎日過ごしています。

貴会の課題等がありましたら、教えてください。

単Pによって、教職員の関わり方やPTA役員の認識に差があるようです。校長会や養護教諭会などの連携も含め広報を工夫したいと思っています。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

この素晴らしい事業を維持・継続していくためには、当たり前ですが、誰が見ても公平公正であること、さらにはみんなが共通の財産として「知って」「活用する」ことだと思います。



震災直後の事務所の様子

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

県や市町村教委・校長会や学校とのパイプ役も務めながら会の運営に積極的に関わること、正しい情報の収集・提供に努めたいと思っています。

～安全委員会の宮城専務に聞きました！

一般社団法人沖縄県PTA連合会



がんじゅう体操の健康づくりの様子。左から比嘉さん、古堅局長、上原さん(共済担当)、與古田さん、宮城専務

共済事業に携わってみていかがですか。

平成26年度から共済事業に関わり3年目を迎えますが未だに分からない用語が出てきてインターネットでの検索が続いており、勉強中の毎日です。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

- ・「一人は、みんなのために、みんなは一人のために」という視点に立って会員一人ひとりが災害による不安を解消し、より充実したPTA活動ができるように事業展開をやること。
- ・共済規程に基づく運営を心がけること

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

- ・共済事業安全委員会専務として共済契約に関する事項、災害報告に関する事項、共済金支払に関する事項のチェック機能、審査委員会、運営委員会の進行管理を専務と協力し進めています。
- ・デスクワークが主な仕事になるが今年は那覇市の健康推進課と連携し9月から2月まで健康増進を目的に「ガンジュー体操」、「ながら運動」、「ゆんたく会」に取り組んでいます。

貴会の課題等がありましたら、教えてください。

- ・運営委員会を開催できるのはいいことだが毎回県PTA理事会終了後に位置づけられることが多いため十分な討議がなされないまま終わっている感がある。
- ・年2回開催される文科省での研修会がPTA総会、審査委員会審議会と重なり参加しづらいこと。



福岡県高等学校安全振興会研修会の様子

PTA等共済室

- 12月 1日 (木) 神奈川県立高等学校安全振興会コンプライアンス研修会 (吉谷)
- 12月 5日 (月) 日本PTA全国研究大会引継ぎ会 (吉谷)
- 12月 7日 (水) 埼玉県PTA安全互助会共済説明会・川越 (吉谷)
- 12月 8日 (木) 福岡県高等学校安全振興会自主研修会 (吉谷)
- 12月14日 (水) 神奈川県PTA協議会安全互助会・理事会・準備委員会 (吉谷)
- 12月15日 (木) 茨城県教育委員会立入検査支援・茨城県PTA安全互助会 (吉谷)
- 12月20日 (火) 山梨県教育委員会立入検査支援・山梨県高等学校安全振興会 (吉谷)
- 12月21日 (木) 岩手県教育委員会立入検査支援・岩手県PTA連合会 (吉谷)
- 12月22日 (金) 岩手県教育委員会と岩手県PTA連合会との合同研修会 (吉谷)



岩手県PTA連合会への立入検査

■ 編集後記

早いもので…と言ってるうちに、12月が終わり、新年に入ってしまいました。昨年12/23に車3台の玉突き追突事故に遭い、車も人も修理が必要になりました。事故直後は、立っていることもできずに倒れこみ、すぐに救急搬送されたため、自分と自分の車以外の状況がほとんどわからないままではありますが、保険会社での対応は淡々と進んでおりびっくりです。

いわゆる「むちうち」の状態であり、首からくる腕先のしびれ、腰と膝の痛み、筋力低下による疲れやすさ等に悩まされています。後遺症の心配もありますし、じっくりと治療する必要があります。搬送された病院で図った血圧が230/150という驚異的な数字に看護師さんとともに驚き、人の身体の強さも実感することができました。年末になると、いろいろな事が起きるものです。

さて、事故にあって保険の意義を再確認することができました。ぼんやりとした認識しかなかった自動車損害賠償責任保険(自賠責)でしたが、交通事故の被害者救済の制度である役割、任意保険との違いも分かってきました。今年は、少しは健康の事も考え仕事に取り組んでいきたいと思っています。保険会社への事故報告、医療等の受診報告、保険金請求等、立入検査でよく見かけていた書類を作成しています。(PTA等共済室：まずは「1年の計」、正月をやり直したい吉谷)